

## 上越市学校適正配置懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 上越市立学校条例（昭和46年上越市条例第29号）別表第1及び別表第2に掲げる小中学校並びに上越市立幼稚園条例（昭和46年上越市条例第35号）第1条に規定する幼稚園（以下「学校」という。）における学校教育の一層の充実及び振興を目指し、全市的な視点から学校の適正配置基準等について検討するため、識見を有する人等から意見を聴取する場として、上越市学校適正配置懇談会（以下「懇談会」という。）を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見を聴取する事項)

第2条 懇談会において意見を聴取する事項は、次のとおりとする。

- (1) 学校の適正配置基準に関すること。
- (2) 学校の統廃合、分離及び新設に関すること。
- (3) 学校区の見直しに関すること。
- (4) その他学校の適正配置に関し教育委員会が必要と認める事項

(意見を聴取する対象者)

第3条 懇談会において意見を聴取する対象者は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 上越市小中学校PTA連絡協議会の代表者
- (3) 上越市地域青少年育成会議協議会の代表者
- (4) 上越市町内会長連絡協議会の代表者
- (5) 学校の関係者
- (6) 公募に応じた市民
- (7) その他教育委員会が必要と認める人

(座長及び副座長)

第4条 懇談会において議事進行を行うため、座長及び副座長1人を置く。

- 2 座長及び副座長は、懇談会における参加者（以下「参加者」という。）の互選により定める。
- 3 座長は、懇談会の議事を進行し、参加者の発言を引き出すよう努めるものとする。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第5条 教育委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説

明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の開催に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年10月14日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年8月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年12月25日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。